#### 國學院大學学術情報リポジトリ

#### 國學院大學図書館所蔵「諸奉行」

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2024-07-03
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 遠藤, 珠紀, 金子, 拓
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000645

# 國學院大學図書館所蔵「諸奉行」

金 子 班 紀

#### はじめに

記録である。記事はおおよそ応永年間から明応年間まで、ことに文明から明応年間の事情が詳細に記されている。 闔以下の三十数種の奉行をあげ、その歴名、任免記事、また引付衆・評定衆への昇任、 國學院大學図書館所蔵「吉田家文書」のうちに「諸奉行」と称される史料が存在する。これは、 出家・死没記事を記した職 室町幕府の神宮開

行人の人事や履歴を知るのに有益な史料である。

体・修補を行なった の保存にむけて修補が必要であることなどの理由により、 えていただいた。とくに「舜旧記」「諸奉行」については、紙背文書を有していること、料紙に傷みが見られ、今後 二〇一〇年一〇月、 (担当高島晶彦・山口悟史)。 **國學院大學・同図書館のご高配により、「吉田家文書」をあらためて調査・撮影する機会を与** また同写真室において綴じを外した状態の一枚一枚の表裏をデジ 東京大学史料編纂所史料保存技術室 (修補室) に お て解

稿では、このたびの解体修補の機会に本史料及び紙背文書の翻刻・紹介を行なわせていただくこととした。 タルカメラで撮影した (担当高山さやか)。 修補を施した原本は原状に戻したうえで國學院大學に返却している。

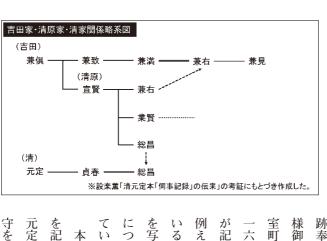
本

## 二 諸奉行について

を作成していた。本稿で紹介する「諸奉行」についても、昭和二五年四月に影写本が作成され、『室町幕府諸奉行次第 だ所蔵していた戦後昭和二五年(一九五○)から三○年(一九五五)にかけ調査し、影写本・謄写本のかたちで複本 知られる「諸国奉行人事」など貴重な記録も含まれている。史料編纂所では、これら文書・記録を、吉田良兼氏がま 正五年・八年下向記」(吉田兼見自筆日記)、室町幕府追加法を集録した「建武以来追加」の写本「吉田家本」として 以前に原蔵者吉田良兼氏から國學院大學が購入し、現在に至っている。中世から近世にかけての古文書のほか、「天 として配架されている(架蔵番号三○四三─一七)。他に写本は知られていない。 諸奉行」の含まれる「吉田家文書」は、京都吉田神社神主の吉田家に伝来した史料群で、昭和三二年 (一九五七)

ている。またここに挿入紙一紙が付されている。 本紙、裏表紙には文書の反古が利用されている。第六紙・七紙は折り目部分で切断され、継がれたらしく紙質が異なっ よそ縦二五・八糎 以下、本史料の書誌と修補概要をまとめる。形態は袋綴一冊(上下二か所の大和綴)、綴じた状態での法量はおお 横四四糎である。 表紙、 裏表紙は刷毛染めの茶染紙である。 原表紙のほか、 本紙三三丁から成る。

折れた箇所を伸ばしたうえでプレス乾燥し、虫食いによる欠失部分に似寄りの補修紙を補填した。そして再びプレス |補は現状の形を極力変えない必要最小限度の修理に留めた。 裏打ち紙を除去し、紙に軽い水分を与えて平らにし、



乾燥を行 八幡奉行 述の ように、 13 椀飯 元 方 0) 学幸! 本史料には 位 御吉書 置で綴 心じ直 御 三十数種 した 的 方 |の奉行が書き上げられ 御

東大寺奉

行

袁

城

行

関 東奉

行

鎮

(西并異 祝方・

国

貢馬方

公人奉

行 事

Ш 門奉 修理替:

行

北

野社

奉

行

住

吉社

奉

行

御 奉

室

門

公武御門役

所執

代

畅

方

侍

所開

闔

南

都

顚

(福寺

てい 政

る。

立

立項され

てい

. る項!

目名を列挙すると、

神宮

開

を写したのではなく、 うい 六紙 えば 奉行 るわけでもないようである。 (4) 記される予定だっ るもの 幕 料 て記した史料としては 府 所 鍞 奉 御 0) 西并 拝賀 が 奉 行 紙などは、 あ 行 異国 過書奉 る 人のすべ 御出奉 た 書き継が 0 0 行 何も記されず白紙である。 行 項など、 か てが網羅され もし 河 Ŀ 政 「斎藤基恒日 所執 れ 補書や追記と見られる記述も多く、 n 過 7 書 な 必ずしも当該期に奉行を勤めた全員が 事次第 13 15 御 つ てい たと推 記載内容にも項によっ **元服** 記 るわけではない。 **(**鈎 事 温測され 「斎藤親基 御 奏事 ||陣番| ここにも何ら 3 鬮子役となる。 禁裏御料所奉 日 同 記 様に 7 また本史料 写本に収 幕 粗 か 府 完成したも 密 0) 奉 奉 が これら 記され 行 見 行 行 られ め 0) 0 0 5 公方 任 歴 内 免 0 名

守を称した。 を記事の下限である明応年間とし、 兀定は筑後守貞俊の 本 史料 の成立につ 父卒去の翌年宝徳 子 13 ては 初名 設楽薫氏 は 年 元 俊 記主として幕府奉行人清元定を想定し 0) 検 と 四 詂 15 <u>H</u>. が 13 あ 四 る。 う には 郎 設楽氏は、 左衛 じめてその名が見え、 門尉 本 式部-争 斜 大夫 0) 成 てい 立 享徳 筑 時 後 期

じられたほか諸奉行を歴任する。長享元年(一四八七)引付衆、 (一四五三) 政所寄人、文明一〇年 (一四七八) 頃御前奉行、 延徳四年(一四九二)式評定衆となり、 文明一九年 (一四八七) 神宮開闔、 侍所開 明応八年 闔に任

(一四九九) まで奉行人としての活動が見える人物である。

昌を経て吉田家に入ったのではないかと、指摘されている。 吉田家に引き取られ伝えられた。吉田家旧蔵史料のうち國學院大學図書館蔵「諸国守護人事」、東京大学史料編纂所 蔵「吾妻鏡」、筑波大学付属図書館蔵「永仁三年記」、尊経閣文庫蔵「裁判至要抄」なども、同様に清元定が記し、総 内氏のもとに留まったようである。『大館家文書』には、帰京を希む総昌の書状が残されている。天文二〇年(一五五一) についても、設楽氏が検討している。元定の子貞春には四郎総昌という養子がいた。この総昌は、 応年間に元定が自らの記録や覚書を中心に、書写収集によって所持していた記録等を加えて作成したものであろうと 徳から文明年中の記録は詳細であること、他方でそれ以前については簡略なものとなっていることから、 のみが実名のみで記されている箇所のあること、元定が奉行人事などについて詳述した「御元服聞書」などを記して 大内義隆が誅された折に討ち死にしたと推測される。 推測している。さらに いることを指摘する。そしてこれらの徴証から、本史料を清元定の筆になるものとしている。 設楽氏は本史料の筆跡が清元定に類似していること、他の人物が姓・官途名を付して記されているのに対し、元定 吉田 なぜこの史料が吉田家に伝えられることになったのか。清家の所持していた記録等が吉田家に流入した過程 兼右の弟にあたる 「斎藤基恒日記」「斎藤親基日記」に見える任免記事も元定の手になる可能性があるという。 (前掲系図参照)。総昌は足利義材に従い大内氏のもとに身を寄せた。義材の帰京後も大 その後、 総昌が所持していた清家の記録の一部が、 また元定と同時代の宝 実は清原宣賢の子 兄の入嗣先 おそらく明

三四紙紙背)

などの表現が見える。

ここから推すと「伊勢民部卿局」などの女房名を持つ女性ではないかと推測され

(第八紙紙背)

「みもし」(第

|紙紙背)

伊

では書状の受け取

り手は誰であろうか。宛所には「ミんもし」

# 三 紙背文書について

これらのやりとりからは、 諸 人物から、 年始のあいさつ、火事見舞いに対する礼、 の紙背文書は、 懇意の女性に宛てて出されたものと推測される。 あるいは両者は親密な仲であったとも推測される。 本紙三四紙と裏表紙に存在する。これらはほぼ全てかな書状で、 鼓の借用、 火打ち袋を縫う依頼、 書状の内容は日常的なやりとりが主である。 梨打鳥帽子の依頼などが見える。 かつほとんどがある同 面会の

する話題など相互に関連が見られ、 読可能な限りでは、文明九年(一四七七)正月の日付となっている。また日付のない書状についても、 か な書状の常として年月日は記されていないが、 同一時期の物と推測される。 端上に「文明九正六」など日付の注記がある文書が九通ある。 この書状群は文明九年初頭に出されたものが 鼓の借品 用に関 判

伊勢貞数は政所執事を勤める伊勢氏の傍流で、 背文書の多くが文明九年のものであることをあわせ考えると、これは文明九年正月一三日の伊勢下総守貞数 とある。 ない。貞数の子には、 まず差出の人物について探る。 の死去を指すと推測される。 また第一一紙を見ると、 貞頼・貞久など故実家で知られる人物がいる。 伊勢貞数の死により服仮となっているとすれば、 「いせしもうさ」の事によって十日御所に祗候していない、 署名は「千(あるいは「ち」)」の一字が五通に見え、 下総守を代々名乗る一族の人物であるが、 差出人はその近親 一三紙・三五紙では 本史料中ではその名は見え という言及がある。 縁者であろう (法名 兼

あろう。

畠山政長に近仕する人物だったと推測される。

もん」「たんげ殿」などの名が見える(第四紙紙背・第一四紙紙背・第二三紙紙背など)。これらも畠山の家臣たちで の送手は相手に畠山政長に会えてうれしかった旨を伝えるよう依頼している。このほか「かたをか殿」「よさうさへ る。 この人物は、 第二紙紙背では「さへもんのかみ殿」 (畠山政長) の御出を告げている。 第二三紙紙背でも、

応年間(一四九二~一五○一)とは三○年弱の時期差がある。 上述のように、紙背文書がおおよそ文明九年初頭のものとすると、設楽氏が「諸奉行」の執筆時期と想定された明 また「伊民」と清元定、あるいは執筆者との関係も不

紙背文書の検討や本史料の成立については、まだ検討の余地が多くある。今後の課題として、ひとまず紹介とさせ

明であるが、あるいは母など近しい関係の人物であろうか。

化の研究」(研究代表者保立道久、課題番号二○三○○二八七)、同基盤研究C「室町後期・織豊期古記録の史料学的 て展示し、 である。 研究による政治・制度史再構築の試み」(研究代表者遠藤珠紀、 究代表者林譲、 なお、本稿は科学研究費補助金·基盤研究S「史料デジタル収集の体系化に基づく歴史オントロジー構築の研究」 紙背文書は、 来会者より多くの御教示を賜った。記して謝意を申し述べたい。 課題番号二○二三一○○一)、同基盤研究B「和紙の物理的分別手法の確立と歴史学的データベー 修補後、二〇一三年一月三一日に開催された史料編纂所における原本史料の内覧会(木展)に 課題番号二五三七○七六二)による研究成果の一部 研

#### 註

(1) 調査の概要は、『東京大学史料編纂所報』四六号(二〇一一年)参照。

- 2 3 学術資産研究』五、二〇一三年)として報告させていただいた。 青山由樹「室町幕府「別奉行」についての基礎的考察」日本古文書学会編『日本古文書学論集』八、吉川弘文館、 『舜旧記』については、 昨年、金子拓・遠藤珠紀「國學院大學図書館所蔵 『舜旧記』 紙背文書」(『國學院大學校史·
- 一九八七年。
- 5 4 の関係をめぐって」『国史学』一三七、一九八九年。 設楽薫「清元定本「伺事記録」の伝来」『日本歴史』四五六、一九八六年。設楽薫「室町幕府奉行人と「斎藤親基日記」 国原美佐子「唐船奉行の成立」『東京女子大学紀要論集』 四四—二、一九九四年。

#### 凡例

・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。

・原本は細字・補入・傍書など複雑な体裁であるが、翻刻にあたっては、便宜のため適宜改めた。

本文には読点および並列点を適宜加えた。

欠損の箇所はおよその字数を計って□または[ ]で示した。抹消された文字は左傍に〃を付し、判読不能の塗

抹文字は、およその字数を計って■または■■とした。

・改丁は半丁ごとに 」で示し、その下に〈1表〉など丁番号・裏表を記した。

・判読不能の文字の内残画等により推定しうる文字は〔 〕に入れ傍に記した。

・その他、適宜、○あるいは文書末に※印を付して注記を示した。

「諸奉行」

神宮開

斎藤加賀守基喜

応永、

同四郎右衛門尉基貞

飯肥為種 自永享五承之、

松対貞清

飯備為秀 」〈表紙裏〉

神宮開 闔

斎藤遠江入道玄良 依目所労辞退、武評定衆、頭人摂津掃部頭之親辞退後、町野加賀守淳康 長禄三五、宝徳四七廿二被仰付之、

飯尾加賀守之清

時

長禄三五廿二 頭 玄良後承之、 町野. 加 |州淳康| 同 日被仰之、 之親次、 長禄五八廿三章正二五廿三、 一於私宅会合之

依当座之口 論 刺死頭人町野加賀守敦康、 同日切腹、 是則頭人・ 開闔横死者、 依有不直事、

神罰云々、 当時為御造自会坂関至山田、 其間之諸関等停廃之、立置当宮造替之関 所、 往来人別

已及闕乏之間、 百文充執納之、 可 大衆構壇、 '遂造宮功之旨申沙汰也' 倒殿啼不動而呪咀両人、 仍会坂関無停廃之例、 至結願之日、 鼠二食合、 以此関務為園城寺大衆之食物 入護摩之火、

則破 壇之時刻、 告来両人事、 不思儀之旨、 有其沙汰、 被止造宮之関了、

飯尾肥前守之種同、頭人摂津匠作之親朝臣

寛正二五、 同 百 頭 人 被仰付洒掃了、 淳康之次、 之清後承之、 当時為侍所 開 闔 依有触穢之憚

辞侍開了、 文明五五廿他界、 (2表)

治同

·部河内守国通 頭人摂津匠作之親朝臣 之種他界後承之、 文明六十十七 頓

清同和同 泉守貞秀 法 名常通、 玉 「通他界後承之、 文明十五八廿 八 、他界、 同 八月 廿二 日 ·辞之、

元定 文明十九六廿六、 為東山殿上意被仰出之、 前 開闔常 通 同十五年八月廿 日 辞退以 後 無開 闔、 今日 再興

頭 人摂津中務大輔政親也、 養父之親朝臣文明十三正十六他界已後、 父奉行事等被仰出之、 其時十六七才歟

未 評定着座、 至今日無着座、 」 〈2裏〉

八幡奉行

飯尾肥前守為種

飯尾肥前入道永祥

法名永祥

飯尾大和守貞連 法名性通、

長禄二五廿他界、 子息下総守為数 永祥後相続

飯尾肥前守之種 長禄三舎兄無出仕後承之、 文明五五廿他界

長禄三無出仕、

文正 完 十

出仕、

飯尾加賀守為信 文明五之種他界後承之、 同十九廿 记顿死、

布施下野守英基 文明十十月為信後承之、至文明十七五廿三、

飯尾肥前守為脩 文明十八承之、

文明十七十一英基無出仕後承之、

但仮当社事申沙汰歟

松田対馬守数秀

飯尾加賀守清房 文明十九六四承之、 先日造替合奉行望申之、 今日 六四、 改飯肥州被仰付清房云々、

肥禅周三 言 俗名為脩、 延徳二四改加州被仰付之、」〈3裏〉

椀飯方 先奉行飯尾肥前守之種・飯尾兵衛大夫貞有、第正六十二冊辞退之、同日被仰付飯和元連了、 乱中無椀飯出仕、 中比進納要脚、 有御祝、 仍被定奉行了、

松田対馬守数秀 乱中承之、

中沢掃部大夫之綱 同前、 延徳三正八死去、 文明十五八十五止出仕

松田左衛門大夫長秀 文明十五十七依望申承之、 之綱後也、 与数秀兄弟相共奉行、 其例不審

松田孫三郎英致 父数秀被召加引付衆文明十七十二十二、之間、 同日依望申被仰付之、 依為潤色之奉行、 不憚人口歟

飯尾大蔵大夫兼連

長享元十二卅承之、

長秀引付衆御免之故也、」〈4表〉

御吉書 前奉行治部河内守国通、 応仁以来無此儀

清式部大夫元定 文明十一十一廿三、 御方御所御判始承之、 此後無之、 同日奏事承之、 長享元十二廿七、 引付衆御

飯尾左衛門大夫為規 延徳二十二十三被仰付之、六御判始時、

飯尾近江守貞運明応三十二廿七御判始時調進之、 明応元十二廿九承之、飯左大為規加引付衆故也、」〈4裏〉

飯尾近江守任連 御的方 乱中無此儀、文明十一正十七再興、前奉行飯肥之種、 合飯兵大貞有、 飯和元連、 之種辞退之後

文明十十一承之、 松田豊前守貞康一方、 同前

松田対馬守数秀(文明十一十一承之、任連辞申之故也、貞康之下臈也)

飯尾与三左衛門尉為規 文明十四十一九承之、数秀辞退之故也

諏方信濃守貞通 文明十五十廿五承之、貞康止出仕之故也

松田左衛門大夫長秀 文明十七十一廿五承之、為規辞退之故也、

飯尾大蔵大夫兼連 長享元十二卅承之、長秀引付衆御免之故也、 改元行、

中沢備前守之綱 長享二九承之、 貞通引付衆御免之故也、 延徳三正八他界、

飯尾中務大夫行房 明応元十一被仰付之、中沢次、 其間御的無之、

布施右衛門大夫貞清 明応三十廿三被仰付之、 貞運同日 也

飯尾近江守貞運 元行・ 行房両人共辞退之故也、 今日両人御太刀進上也、 元行者御元服方事取乱云々、 行房者不知

慈照院殿御代始、嘉吉三十一御的在之、奉行貞基・熙基也、 松丹秀 康正元十二承之、之清次、」〈5裏〉

依田左近大夫入道元信加評定衆、応安六十二三永和三正八、

布弾大入昌椿応安六十二月廿七日、 同月十七日 斎右入玄観 同、 以祖父基明六波羅評定衆例也、

飯尾左近入道円耀

応永三、 松田丹後守貞秀

飯尾美濃入道常廉

宝二正十一着座初例 治越禅遵宗

応安七三廿三、布弾大入昌椿・斎藤右入玄観等御免、依後光厳院御事延引、但正十有御評定、

飯尾大蔵大夫兼連

元定

飯尾大和守元連 自乱前承之、 引付衆已後辞之、

御祝方

飯尾隼人佑任連 舎兄飯和州已後承之、 文明七十二、舎兄引付評次、 文明十四正廿 五酉刻頓死、 四 一十九才、

松田豊前守貞康 文明十四六十二承之、任連後也、 同十六七廿九他界、 自去年士五、 八月御折檻也

松田

左衛門大夫長秀

文明十五十一、承之、

貞康後也、

同十七年五月廿四

日

同 遁世、

同年八月十五被召出之、

出

仕也、其間六月茅輪御祝之時、 無奉行、 仍於東山者、 伊勢因幡守貞誠奉行之所作勤之、 於京

御所者、 伊勢二郎左衛門尉貞頼勤之云々、 同十八年正月五日御歯固御祝之時者、 長秀裹頭間

参候如何之由令斟酌、 以子息六郎士言、 勤之、

長享元十二卅承之、長秀引付衆御免之故也、 〈7裏〉

公武御門役

飯尾加賀守為信 文明十九廿七死去、 於意見座頓死

飯尾彦左衛門尉清房

文明十九承之、

清房申置之、得上意申沙汰也、其後辞退

為信後承之、文明十五正、

之綱相共、

為使節西国下向、

其間斎上州豊基、

依

文明十五八十二、

為東山殿上意被仰付之、有子細辞之、

飯尾三郎左衛門尉為脩 同十五九十九為東山殿上意被仰付之、依元定辞退也、 ○本条次行ノ

備備中守秀数 同十六九廿、 為東山殿上意被仰出之、 為脩同年九七御折檻之已後也、 雖然為禁裏可被仰付他人之旨、

依御申辞之、

飯尾美濃守貞朝 同十六年十月廿六被仰付之、同上意也、 」〈8表〉

諏方信乃守貞通 文明十八十被仰出之、常入依辞退也、

慶綱息、延徳三正八死去、 中沢備前守之綱 延徳元十二卅日被仰付之、貞通辞退之故也、先々一人也、今度種貞相共可申沙汰之旨、

被仰出

之、公人奉行申沙汰也、新儀也

同飯尾筑前守種貞

斎藤民部大夫宗基 延徳三三五被仰仰付也、 中備次、 一方飯筑如元、 一両年已後暇乞、 種貞一人勤之、

清式部左衛門大夫行定 至応永十一、 清泉秀定 自応永十一至永享三七、

飯和貞連 永享三以後、式衆辞之、 飯信清親 自嘉吉至文安四二、

治河貞政 自文安四至同六三、 斎遠玄良 文安六四二至宝徳二十二、」(8裏)

一、政所執事代。斎遠禅玄良文安六四二被仰付之、飯総為数、宝徳三十二十二以来、武衆時辞之、飯左大之種、為数次、

貞政次、 飯総州為数、 宝徳二十二十二、玄良次、

清和泉入道性治 俗名秀定、 応永十一 清式部左衛門大夫行定他界後承之、 合奉行中沢備前 入道行靖、 俗名氏綱、 永享

三七十二他界、

飯尾大和守貞連 法名性通、 永享三性治後承之、 式評定衆時辞之、 享徳四日 廿 他界、

飯尾信濃入道浄信引付衆、

俗名清親、

性通後承之、文安四二廿八他界、

斎藤遠江入道玄良 治部河内 入道 正阿 俗基恒、文安六正阿之後承之、宝徳元十一廿一母□中、 俗貞政、 本名貞栄、浄信後承之、文安六三十六他界、

依為数望被改之、文明三三十九他界、

七十八才、

飯尾下総守為数 宝徳元十二、玄良後承之、 長禄三御折檻、 文正元十一出仕、 此間八个年、 応仁元六十一横死、

(9表)

飯尾肥

前守之種

長禄二十二承之、

与奪□承之

文明五五廿他界、

舎兄為数御折檻後承之文明三十一廿三辞退、

清和泉守貞秀 法名常通、 文明三、 之種辞退後承之、

布施下野守英基納下加判貞賴、 文明六、 依望申改貞秀被仰付也、 至同 十七年五月廿三日、 同十七年十二月廿六日出仕之刻!

於京

御所御末為番衆等横死、 四十四才、

清備中入道性盛 俗名秀数、文明十七十十九承之、去五月以後、 英基并惣衆遁世之間、 納下政所執事成敗也 蜷川

新右衛門尉親元下書云々、

松田対馬守数秀。文明十八十一十三改清備入真性、被仰付之、

諏方信乃守貞通 長享二十二被仰付之、数秀式評定御免故也、 但雖式評定衆御免、 之時、為式衆、至于今上表不納之間去年改元評定至于今上表不納之間

下書等在之、 於納銭者、 執事被官横川彦次郎、 諸酒屋并諸土倉令納下之、 下書計対州沙汰云々、

有名無実也、新儀也、」〈9裏〉

修理替物方 松田豊前守貞寛 享徳二九九他界、

清和泉守貞秀 享徳元九九貞寛後、 自乱前承之、 法名常通、 文明十五八廿八他界、 六十六才、 同十一六廿出家、

子息八郎左衛門尉貞枝 文明十五、親父常通已後、相続被仰付之、

松田対馬守数通(文明十六十廿四被仰付之、貞枝無出仕之故也、

清八左貞枝 文明十七年十一二被仰付之、 数秀辞退之故也、公人奉行申沙汰也、 尤執事代可存知事歟、

清備中入道真性 文明十八十二被仰付之、貞枝後也、 」〈10表〉

清筑後守元定 延徳二四廿六承之、真性式評定御免之故也、延徳元十二

清備中入道—— 辞評定衆、重望申之、同二十一月 被仰付之、真性式評定衆事、摂津酒掃政親為申沙汰、東山殿御免沙汰在之、雖然無実、其後御評定無着座、又座敷次第如元、 引付・評定衆次第也

」 (10 裏)

布野下野守貞基原引付衆 彼

飯尾肥前守之種長禄二二世、神宮開闔承時辞之、長禄三、

治部河内守国通 寛正二五依承神宮開 闔、 之種辞退之後承之、 長禄三被召加引付衆之時辞之、 文明二 歟、 文明

六十十七他界、

飯尾美濃守貞有 国通後承之、 雖加引付衆、 以祖父常廉之例不辞之、文明十一十一、御判始之時、 加式評定衆之時

辞之、文明十五十二廿九他界、

松田豊前守貞康 文明十一六廿九承之、貞有辞退後也、刘明八四廿七、改貞賴為一康、 文明十五八御折檻、 同十六七廿九他界、

飯尾三郎左衛門入道永承 俗為脩、 文明十八六十被仰付之、 侍所未補、 貞康以来無之、

清式部大夫元定 長享元十十三被仰付之、 同年十二廿七引付衆御免、 辞之、 永承去九日他界、 神宮開闔 如 元 御陣

中之故也、

去廿七日

飯尾左衛門大夫為規 長享元十二卅被仰付之、 今日元定引付衆御免故也、 (11表)

松田 |豊前守頼亮 明応元十二廿九承之、為規之次也、 為規被召加式評定衆之故也

頼亮重承之、 明応三七重被仰付之、元行次、 」〈11裏〉

南都興福寺奉行 肥禅永祥長禄二五

布野州貞基真妙後 法名祥順、 飯総州為数親父永祥

飯尾加賀守為信十九世七死去、文明

飯尾加賀守清房華太 清八郎左衛門尉貞枝貞康御折檻後、文明 〈12 表〉

加禅真妙七他界、一方、俗為行、文安六七廿

飯尾肥前守之種含見無出住後承之、

松田豊前守貞康六八世九死去、文明 布施弾正大夫忠英基線及祥順

松田対馬守数秀貞枝御折檻後、文明

飯尾美濃守貞朝四十五十一承之、文 飯尾美濃守貞有十二廿九頓死、五十六才、 濃禅常恩界、六十六才、 長享二七七他界、 于時兵衛大夫、

中沢掃部大夫之綱望承之、文明十五八十五清房相共止出仕了、依

〃〃〃〃〃〃〃 松田対馬守数秀

飯尾大和守元連線及性通

和禅性通界、六十一才、一方、俗貞連、享徳四二廿一他

一方、貞元、

東大寺奉行

松田丹後守長秀長享二七

飯尾大蔵大夫元行級宗勝跡、別奉行所々未相続也、 (13 表)

鎮西并異国

園城寺奉行

飯尾大和大夫元行 飯尾大和守貞連 法性通、 宗勝次、 子息大和守元連 (14表) 性通後承之、

関東奉行

肥禅永祥俗為種、長禄

**布野州**親父祥順後承之、文明英基 飯肥州之種之、文明五五廿他界、製作學及

了息総州為数、城仁元六十一横死五十四也子息総州為数、城祥後

野州貞基六十一廿六他界、法名祥順。

松田対馬守数秀文明十八承之、 〈15 表〉

子息大和守元連宗勝、于時新左衛門尉、法名 飯尾大和守貞連法名 性通後承之、親性通他界事。之時、

雖未加恩賞方、依龍安寺之執申、

別奉行所々被仰付

之 日数過之後、被召加恩賞方了、

飯尾大蔵大夫元行次 父宗勝延徳四五九他界二、後、 別奉行等以父之例相続也、 普代不謂儀也云々、」〈16表〉

貢馬方 応仁以来無此儀、 以前治部河内守国通奉行也

斎藤上野介豊基 文明十一七廿四承之、 但無貢馬、 同十二十二廿九加引付衆、 仍辞退、 同十五年十二十一死去、

五十才、

飯加為行 永享十、

清筑貞俊 文安三

治河国通 文安六、

清式部大夫元定 文明十五承之、応仁兵乱已後無貢馬、

飯尾左衛門大夫為規 延徳二十二十三被仰付之、

飯尾美濃兵衛大夫春貞 明応元十二廿九、為規引付衆已後、 明応四十二十一、春貞辞之故也、 」〈17表〉

諏方左近大夫貞説

、公人奉行 肥禅永祥、同子息下野守為数、濃禅常恩、次第如此

松田丹後守秀興 飯尾美濃守貞有 文明七十二月承之、同十三年三月依所労出家、法名宗棟、 同十三六十一、以伊勢守貞宗被仰付之、去五月九日被仰付、 同四月九日辞公人奉行、同廿日他界、 第二座飯尾大和守元連、今度為御方

御所様云第一座、云普代、旁以理運之上者、可被仰付貞有之由、及数个度執御申之間、被仰付之、

同年十二廿九他界、 五十五才、

飯尾大和守元連 文明十四二十被仰出之、 於此 流者始 也、 依一 座被仰付 事、 尤流例· 也、 同十七八十五出家、

五十六才、

松田対馬守数秀 明応元十朔承之、 御判御教書元定調之、

飯尾加賀守清房

明応二閏四被仰付之、対州正覚寺在陣歟、 未上洛之間、 先一旦被申請之、家初例歟、

」〈17裏〉

山門奉行

肥禅永祥

布施下野守貞基 一方、法名祥順、

飯尾下総守為数 長禄二、親永祥後相続承之、 所労之間為代申沙汰!

舎弟肥前守之種

貞基無出仕之間、被仰付之歟、

彼出仕已後辞之哉

○本条次行ノ後

長禄三、為数無出仕後承之、

清和泉守貞秀

飯尾大和守元連 布施彈正大夫忠英基 文明七十一廿六、祥順他界後相続承之、 文明五、之種他界後承之、 」〈19表〉

飯尾加賀守清房 文明十八、英基次也:

飯尾大蔵大夫元行 親宗勝次、 」〈19裏)

北野社奉行

肥禅永祥

飯尾下野守為数

悝 長禄三、為数無出仕已後

斎藤遠江入道玄良 寛正二、禅与為御師職為松梅院之時、肥前守之種 長禄三、為数無出仕已後承之、

承之、

布施野州貞基 文明五、之種他界後承之、 」〈20表〉之種 松梅院禅親子息禅椿本復之時、又為奉行、

子息弾正大夫忠英基 文明六、父他界後相続承之、

松田丹後守長秀 長享元九、於坂本禅与被召出時、被仰付之、飯和禅宗勝 俗元連、文明十七年九月承之、英基無出仕後也、

、住吉社奉行

飯尾美濃入道常恩 俗貞元、応仁元十十三他界、

布施下野守貞基 法祥順、文明六十一廿六他界、

飯尾兵衛大夫貞有 応仁元、父常恩後相続承之、 文明十二十二廿九他界、

階堂大夫判官政行工

飯尾大和入道宗勝以子息新左兼連代、為奉行、法躰之故也

布野弾正大夫忠英基 文明六、 父後相続承之、 同十七年五廿三、 止出仕、

中 ·沢備前守之綱 文明十五貞有他界日、 依望申、 彼申沙汰別奉行事被仰付之、 同十五年正、 清房相共為使節西国

向 同八月上洛、 止 圕 仕 両 人同 前 21表》

清式部大夫元定 文明十五、 之綱無出仕後承之、

·沢備前守之綱 方承之、 布野州已後、 〈21 裏〉

中

御室門跡奉行

布野下 野守英基 文明十七五廿三止出仕、 同年十二廿六出仕之日横死、

松田豊前守貞康 力方 文明十四八止出仕、 同十五年七廿九他界、

清八郎左衛門尉貞枝 文明十五貞康無出仕後承之、 同十六年九七止出仕、 飯三郎左為脩同時

松田対馬守数秀 文明十六、 貞枝無出仕後承之、

御拝賀八七廿九、 清式部大夫元定 文明十七十二廿、 御直衣始御参内 医甲五、 自門跡以伝奏依被御申請、 被仰付之、 先規云々、 英基無出仕後也、 

中沢備前守之綱

松田左衛門大夫長秀当年七月任丹後守、

政行朝臣 文明十九正廿二四品、

去年七一、 正五上、

慈照院殿御代 享徳四八廿七御拝賀、

惣奉行摂津掃部頭之親 右筆飯尾下総守為数・清八郎左衛門尉貞秀、 24 表》

御出奉行

飯尾大和入道宗勝 飯肥之種已後歟、

飯尾肥前守為脩 文明十八七二、被仰付之、一方、常德院殿有御事時出家、法名周言、

布野英基已後、 此時被定之、

飯尾加賀守清房 明応元十十四承之、 同十六日於守山御陣辞之、 有子細、 宗勝次、

布施下野守貞基 自乱前奉行、

諏方信濃守貞通

同日承之、為脩次

飯尾肥前守之種 同前歟、

飯尾美濃守貞有 之種次、 文明五、

**布施弾正忠英基** 文明七、親父相続、

飯尾加賀守清房 明応元十十四、 於三井寺御陣承之、 貞通同

前

〈25表〉

政所執事次第

鹿苑院御代、 伊勢入道照禅承之、以来代々至伊勢守貞親相続之、慈照院殿御元服之時、 以鹿苑院殿御例、

被仰付

一階堂大夫判官忠行、 経数年貞親再任、 文正 年与奪子息兵庫助貞宗、

伊勢守貞国 法名真蓮

伊勢守貞親

法名常慶

**※** 兵庫助貞

二階堂大夫判官忠行

伊勢守貞親再任、 

伊勢兵庫助貞宗真親息、

伊勢備中守貞陸

長享二六

於釣御陣番候、「鰯、下同ジ」 被定奉行可伺申訴詔之旨、 被仰出之、 **鬮子次第也、** 但両奉行老若支配也、

延徳二四廿七父与奪、仍被仰付之、 〈26 裏〉

番

斎藤大蔵入道玄茂

飯尾隼人佑貞運

中沢備前守之綱

番

斎藤民部大夫基紀

清筑後守元定

三番

○飯尾美濃入道常入 七月七日他界、仍飯尾三郎左衛門尉為秋為奉行、 松田九郎左衛門尉頼亮

四番

飯尾四郎右衛門尉種貞 

飯尾加賀守清房

五番

斎藤中務大夫基聡 」〈27裏〉

、禁裏御料所奉行 同被定之、先年相分御料所、二个所充老若令奉行之、催促御年貢了、今度者奉行両人被定之、

飯尾大和入道宗勝 諏方信乃守貞通 」⟨28表⟩

公方様御料所奉行

同前、

政所執事代先々存之、

諏信濃州貞通

之綱次、

延徳三三五、

重被仰付之、

依引付衆御免、

已辞退、

就執事代証判勿論歟、

重可調事不審也

松田丹後守長秀於御陣被仰付之、 飯尾左衛門大夫為規同前、

子息主計大夫英致 29表》

松田対馬守数秀

過書奉行

清式部大夫元定 長享元八廿五、 被仰付之、公人奉行申沙汰也、 同年十二廿七、

引付衆御免時辞之、

諏方信乃守貞通 長享二九十七引付衆御免時辞之、

飯尾左衛門大夫為規 元定次、長享元十二廿七、 於釣御陣被仰付之、

中沢備前守之綱 貞通次、長享二九、 被仰付之、

但云公人奉行申沙汰、 云其身領状、 予覚悟停事歟

元定 可加証判之旨、 諏信州同日被仰付之、

松丹州長秀 延徳四二七、 可加証判之旨承之、元定今日式評定御免之故也,

松田豊前守頼亮 明応元十二廿九承之、左大為規引付衆御免之故也

飯尾大和守元行 明応二十二承之、 諏信州次、 信州為引付衆、 右筆不審也、 又依一級辞退、 又不審也、 雖為引付

執事代之故歟、 30表》

一、河上過書

飯尾肥禅永元

松田対馬守数秀 宗勝次歟、

清筑後守元定 明応元十二十九承之、永元次、

諏方信乃守貞通 明応四四七、 始被調之、元定加判、 数秀次、 〈31 表〉

、御元服事 明応三十、

惣奉行摂津掃部頭政親

松田主計大夫英致 明応三九廿七被仰付之、慈照院殿御例、祖父例豐云へ

飯尾大和守元行 同日被仰付之、自兼日御祝奉行之故也、

先々御要脚納銭方也、 今度於納銭者、 依難事行被付段銭、 同十月十一日、国分者於公人奉行同月九日、各召守護代於公方大同十月十一日、国分者於公人奉行同月九日、各召守護代於公方大

庭渡之、 」〈32表〉

飯総為数、

宝徳三正十一、

元定

文明十一十一廿三、常徳院殿御判始御評定時也、同日御吉書、

松丹秀興、享徳三正十一、孔子役松九貞頼、 飯与三左之種、

康正二正十一、

松田

飯尾加賀守清 長享改元八九、 御評定時勤之、今日為引付] 評定衆、

飯尾兵衛大夫春貞 延徳二七五、御評定‧御前御沙汰‧御判等始同日也、

御判始 • 御評定時勤之、

布施右衛門大夫貞清 明応三十二廿七、御元服・禁色・将軍宣下・御判始・御評定・御前御沙汰等同日也 御 元 服 • 御評定時勤之、

33表》

宝徳三正十 元俊、 享徳元十二二一、 京兆再任、 奏事為数、

鬮子役

斎五英基、

八郎左衛門尉長秀于時恩賞 松九貞頼、 享徳四正十一、 文明十一十一廿三勤之、 矢野孫太貞倫、 康正二正十一

斎藤遠江民部丞宗基 長享改元八九、 御評定勤之、今日加恩賞衆,

清筑後修理亮貞春 延徳二年七五、 御判始 御 評定勤之、

明応三年十二廿七、 御元服 御評定勤之、

飯尾加

賀四

飯彦次為脩

長禄三正十一、奏左大

34 裏》

34表》

#### ○第二紙紙背

ミ殿御出の事、くハしく心ゑまいらせ候、なを < ^いそき候て、一筆令啓候、さへもんのか

て候間、一筆まいらせ候、あなかしく、の文、まことに〈〜畏入存候、御はくろにつけかゝりこれより申候ハんと、とりむかゐまいらせ候をりふし

#### ○第三紙紙背

(切封)

らをこしまいらせ候へく候、返々つゝミの事たのミ入存候、いかさま御身つか

かしき申事にて候へ共、つゝみいつかたへも御かり候れにあつかり候事、返々千万畏入存候、さてハ御むつのかしく存候、さてハ一日の火事つき候て、御おとつこのほとハ久なに事ともわたらせおハしまし候哉、御

いらせ候、御身つからあなかしく、

○第四紙紙背

や禁裏周辺が火災にあっている(『長興宿袮記』など)。

※文明九年正月二九日、勝定院より出火して、

細川邸

「文明九正四始」(切封) <sup>(異筆)</sup>

候、よろつこ年より御よう事なきやうにとをかなを / 〜かたをか殿に同道申候ていかさま可参

しくて候、あらく〜、候やく〜く〜、

候まゝ進覧候、御しやうくわん候ハゝ、御うれしく候候つれ共、御まへに候て御返事申候ハす候、只今みえたくなかめ入まいらせ候、さてハ、一日ハ誠に文給てとしのはしめの文、まことに^^めてたくうちをきか

#### ○第五紙紙背

へく候、あなかしく、

「文明九正六」 (切封)

て給候へく候、たのミ入存候、よろついや八殿ゑ申ま

せ候へく候、あなかしく、

めてたくことしより色々の御ふようとも可書候

○第七紙紙背

(半紙欠)

よろつをかしきよりまてもにて候、あらく~~~

是より申候ハんと、とりむかゐまいらせ候つるをりふ

しの文、まことに〈〈御心さしのすへと、御うれしく

て候、さてハな時にても候へ、おほしめしより候ハん

時、ふと (~可参候、よろつ御身つからをこしまいら

○挿入紙紙背

まいり候へく候、これわとかのおにてまいり候歟、

てたく候、

め

(切封墨引)

かしく、候やく~く~、

あらく~く~く~く~く~く~、すいさん候

をハし候やくくく、

あな

ミんもし それ□□まいるへし

○第八紙紙背

九正十一 くれく、待入まいらせ候

さ申尽かたく候、さてハおもひより候ぬ申事にて候へ いり候や、まつ~~見事のえたたまハり候、 さきにハ文給候ほとに、やかて〈〜御返事候つる、 御うれし ま

候ハ、、いか程 (〜御うれしく候へく候)

共、こつゝみいつくにても候へ、御かり候て此許へ給

○第六紙紙背

#### ○第九紙紙背

なを < 梅戸殿をもてつ、み二かうこの物に進

之候哉、 御ひま候ハヽ、かまへて~~御出候て

御物語とも候へく候

間のふつそう申ハかりなき次第にて候、 さてハ御つゝミニかう梅戸殿面此使にまいらせ候、 昨日者いそき候て御返事いかゝ申候哉、 こしまいらせ候へく候、 と一〜御出も候ハ、畏入可存候、よろつ御身つからを あなかしく 無御心元候、 明日か程にち 世

御返事まいるへし

千

総は文明九年正月一三日死去(『下つふさ集』)。 「いせしもうさ事」は伊勢下総守貞数の死去か。貞

\*

### ○第一一紙紙背

返々たのみ入まいらせ候、なを~~わか身申候ハんす るを、ちともう~~として候程に、 人して申まいらせ

候、かしく、

(結封墨引)

みもしまいるへし

千

### ○第一○紙紙背

返々此一ゑた御うれしくなかめ入まいらせ候、

まことに~~御うれしくおもひまいらせ候、さてハい 誠に文御めてたくなかめ入まいらせ候、さてハ此ゑた

まつくいまれ候で、 せしもうさ事より候て、われく〜も十日御所に候ハて、 わたくし二より候へ、いかさま

御身つからをこしまいらせ候へく候、かしく、

○第一二紙紙背

(切封)

返々いそき候て一筆令啓候、万又々恐々謹言、

恐々謹言

文くわしく心ゑまいらせ候、さてハ夜前のしき御心し

可申承候、 つかに申まいらせ候、 恐々謹言、 返々畏入存候事、 如何様以面万

夜前ハまことに御出候処まかりかへり候つる事、くれ

正月廿一日

御返報

兼舜

(花押)

是より可参候、

御出ハかまへてく、あるましくて候、

さてハむしんなから只

ゆふさりもたせて参候

さへもん、かたをか殿なんと同道候て、可参候、中々

<^<くちをしく存候、さてハゆふさりわたり、よさう

今御つゝみ此物に可かし給候、 よろつ御身つから申候へく候、 へく候、あなかしく、

○第一 三紙紙背

(切封)

出之由候、 返々承及候へハ、夜前よさうさへもんかたへ御 われく、よそへ出候て御けさんに入

候ハてくちをしく候

おほせのことく一日は御心しつかに申承候事、

返々畏

参候ハす候、我々くわんたいにてハ候ハす候、いかさ 入存候、さてハ可参候へ共、 此程ハ少とりみたし候て、

ま明夜わたりハ、かならす~~可参候、よろつ又々申

候へく候、あなかしく、

○第一五紙紙背

(切封)

さてハ此あたりのふつそう、 り候へく候、 いかさまわたくしに候ハんする間 中々おほしめしや

に可参候

文くハしく心ゑまいらせ候、さてハつゝみの事·

車 入候

処 かし給候、 返々畏入存候、 いそき候て一筆申入候

よろつ又々あなかしく、

○第 四紙紙背

(切封)

### ○第一六紙紙背

#### (切封)

なを (~いつとなく、たゝいまの文、御うれし

是より申候ハんとて、とりむかゐまいらせ候をりふし

くなかめ入まいらせ候、

明日のうちにふとく、可参候、よろつ御身つからをこ てハくらまより昨日下向申て、より候へ、いかさま今 の文、誠ニーしほ御うれしくなかめ入まいらせ候、さ

しまいらせ候へく候、あなかしく、

### ○第一七紙紙背

「文明九正月日日」 (切封) <sup>(業)</sup>

おほしめしより候ての文、誠に御うれしくなかめ入ま ハかたしけなき文ありかたく、袖より上にうちをきか いか程(〜御うれしくも候ハす候ても候ハす候、さて いらせ候、さてハ此程よろつ御物語申まいらせ候ハて、

葉心ゑまいらせ候、かたく候や~~

たくなかめ入まいらせ候、あらく~わかれしの御こと

### ○第一八紙紙背

#### (切封)

返々ゆふへ申入候事、明日これへ御もたせ候て、

夜前ハおもひより候ハぬ御物かたりとも申候て、い 給候ハ、御うれしく候へく候

て候ハんする間、御かし候へく候、さてハかのひうち ふくろ、いか程も~~とく~~御ぬひ候て給候ハ丶、

程(〜御うれしくおもひまいらせ候、さてハこなたに

# 畏入可存候、よろつ又々かしく、

#### ○第一九紙紙背

#### (切封)

返々たのミ入まいらせ候、よろつ又々、

の時申候へく候、又かの物たのミ入まいらせ候、 りみたし候て、くわしく申候ハす候、よろつ御けさん 事、返々畏入存候、こゝもと御つかいの見候ことくと 文御うれしく見まいらせ候、さてハ火うちふくろ給候

あな

かしく、

文

誠に御うれしくおもひまいらせ候、さてハ一日よ

### ○第二○紙紙背

山ゑのほりの時はかならす~~□まいらせ候、

よろつ又々、

するを御つかいの見候ことく、よそへゆき候て御返事 らせ候て、たひ候へと人申て、只今たひて候間まいら 雪の中のおもしろさ、いつくもおなし御事となかめ入 せ候、さてハゆふへの御ふくろ、軈々御返事申候ハん まいらせ候、又すいさんなから、此御うたを人のまい

# ○第二三紙紙背

てハ御ひまも候ハ、少つ、ミ御もたせ候て、只今のほ そに候て、御返事申候ハす候事、くちをしくて候、さ

とに、よさうさへもん所へ御出候ハヽかしこ♡

たくて候、かふとハ二日三日まつく~をき候へ さてハ物ゆひもすこししつまり候間、まつめて

く候、かならす~~御出をまち入まいらせ候

さ候ハ、よさうさへもん所へ御出候へく候、

たり候ハ、、誠に御うれしく候へく候、あなかしく、 少つゝみもたせ給候、明日ハかならす~~まいらせ候 御返事なから御うれしくなかめ入まいらせ候、さてハ へく候、御ひまも候ハ、、ふと~~御出候て、

### ○第二三紙紙背

### ○第二 | 紙紙背

申候ハす候、あなかしく、

(切封)

なを (一只今の程に少つ、み御もたせ候へく候)

御出可有候、 まち入まいらせ候

是より申候ハんと、 とりむかひまいらせ候をりふしの

(切封)

返々さへもんのかミ殿ハ御めにかゝり候て、誠 『神候で 『神候で の神様で 「神候へく候給候へく候、又たんけ殿へ というれしくおもひまいらせ候、又たんけ殿へ はいった。

めてたくて候、さてハ此一ゑた見事さ申ハかりなくてゆふへハまことについてなから御目に御かゝり候事、

申候へく候、ゆふさりわたりまいり候て、よろつ申ま

候、たかくら殿ハ御まゑに御入候間、御すへり候ハヽ

いらせ候へく候、あなかしく

### ○第二四紙紙背

返々、むしんなから、大こを只今人のひま入候

へく候、よろつ御身つから申候へく候、

ハすは、かし可給候、

ゆふさりハ御出をまち候

せ候、さてハ大こをむしんなから明日のようにかりまの文、袖よりしたにうちをきかたく、なかめ入まいら是より申候ハんとて、とりむかゐまいらせ候をりふし

さり御出をまち入候へく候、あなかしく、たり可進之候、ゆふさりわたり可参候、これまてゆふ

いらせたく候へとも、明日にて候ハては十六日の日わ

### ○第二五紙紙背

返々御まいりも候ハ、御とも申入候御返事ニく(切封)

わしくうけ給候へく候、

まち候て、くはしくまいり候へく候、あなかしく、ハんすれともくたし候へ、御とも申たくて候、御返事ことに一く一御うれしくて候、さ候ハ、御むつかしく候すきし夜ハ御心しつかに御物かたり申まいらせ候、ますきし夜ハ御心しつかに御物かたり申まいらせ候、ま

#### ○第二六紙紙背

(切封)

よろつ又々、返々昨日は御共申候て、わすれか日くれ候程に明日はとく~~まいらせ候へく候、さてハ御こしかたな只今まいらせ候ハんすれ共、

たひ < ^の御ふミ、まことに < ^御うれしくおほえさたくおもひまいらせ候、

にて候、いかさま明夜わたり参候て、よろつ申候へくせおハしまし候、さてハ十九日の上の事ハ、一ちやう

○第二七紙紙背

候、

あなかしく

(切封)

つ又々、さてハさのミ~~むしんなから、少つゝ返々御こしかたな只今此物にまいらせ候、よろ

み此物にかし給候ハ、畏入可存候、

昨日はたひく~の文まことに~~御うれしく存候、

ふさりわたりふと~~参候て、万可申承候、くれ~~てハ御こしかたな・御あふきまいらせ候、いかさまゆ

こしまいらせ候へく候、あなかしく、一日ハ御とも申候て、畏入存候、よろつ御身つからを

○第二八紙紙背

なかく、かりまいらせ候て、むしん申ハかりな候へく候、よろつ又々、返々くれく、、つゝミ

き事にて候、やかて~~かへしまいらせ候ハん

するを、少ようの事候て、延引申候、よろつ又々、

まつ~~雨中の御とせん、いつくもおなし御事とおし

まいらせ候、こゝもととりみたし候間、いかさま御心らせ候て、むしん申ハかりなき事にて候、只今かへし只今御つかいにまいらせ候、つゝみなか(~かりまいハかりまいらせ候、さてハ昨日あふきとりをとして候

しつかに申承

さ

○第二九紙紙背

(切封)

返々昨日御つゝミ・あふき二色もたせ候てか、

とゝき候哉、無御心元候、

せ候つる、とゝき候哉、無御心元候、登山之事ハまつ文御うれしく見まいらせ候、きのふハ御つゝミまいら

延引候間、めてたくて候、よろつ又々あなかしく、

### ○第三○紙紙背

(切封)

しのもうく、ハ、いまたむつきにてより候へ、 さてハ明夜わたりふと~~参候へく候、わたく

よろつ又々、

に御共に参候、よろつ御身つから、あなかしく、 した御てうし事候て、此御所様れんきなんと御出候程 め入まいらせ候、さては此夕かた参たく候へとも、 いつとなき御事にて候へとも只今の文御うれしくなか

### ○第三 | 紙紙背

返々此色々たのミ入まいらせ候、いそき候てよ

とりあへす一筆申まいらせ候、さてハかのけいこに御 ろつ又々一筆申入候

らせ候、五日六日の間にて候、ゆふへハ御とも申、よ いて候て、なしうちへほし一めんなんとたのミ入まい

> そにより候つれ、よろつ又々、 あなかしく、

○第三二紙紙背

「□□□後」 ■ ○ ○ ○ 後」

返々たのミ入まいらせ候、

けさハ文の御返事やかて〈〜申候つる、さてハいそき

に給候へく候、かしく、 候て、一筆申まいらせ候、さてハつゝみ、さのミむし んなから一かうにても候へ、二かうにても候へ、此物

○第三三紙紙背

にかし給候ハ、、御うれしく候へく候、あなかしく、 さハさん~~のしきにて候、仍それの御少つゝみ此物 ゆふへハ色々御くるひともにくたひれ候て、いまたけ さてハたくひなき一ゑた見えきたり候まゝ進之候、

(端裏ウハ書)	○第三四紙紙背

(捻封墨引) 伊民 御返報

よろつ又々申候へく候、

誠雨中の御とせん、いつくもおなし御事とおしハかり

まいらせ候、只今の文、殊に御うれしく存候、さてハ

壬

いらせ候へく候、あなかしく、

候と存候て、進之候ハす候、御よう候ハヽ、もたせま

つゝみ此物にまいらせ候ハんすれとも、御入候ましく

○裏表紙紙背(折紙)

みなく、とりそろへ給候、御うれしくて候、又いそか

しく候間、□□てとり□□ゐまいらせ候□ろつ申ま(セント)

いり候、かしく、

(切封墨引)

一殿

まいる

けんち